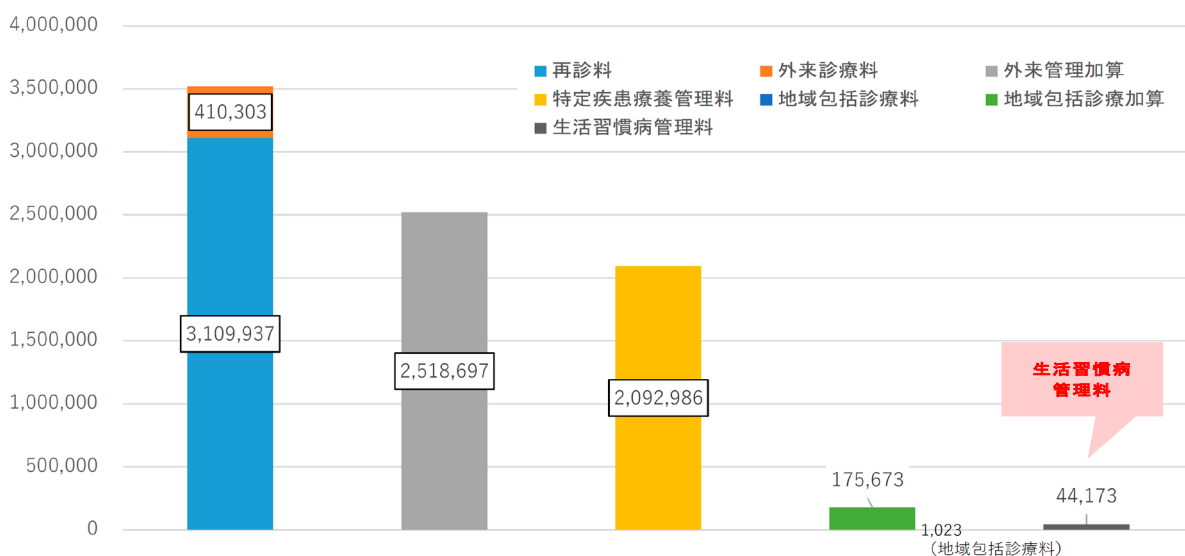


## 糖尿病等の患者に対しても生活習慣病管理料の算定は低調傾向

《背景》8月30日の中央社会保険医療協議会・総会では、2024年度の診療報酬改定に向けたこれまでの議論の論点整理が行われた。外来における課題については、「かかりつけ医機能・医療機関連携」「生活習慣病対策」「外来機能の分化の推進」「オンライン診療」の4つに整理されている。本稿ではこの4つのうち、「生活習慣病対策」における議論について紹介する。

《解説》生活習慣病は、健康長寿の最大の阻害要因となるだけでなく、国民医療費にも大きな影響を与えるとされており、その予防の重要性は増しています。診療報酬改定でも注目されており、2002年度改定では「生活習慣病管理料」が新設されました。その後、重症化予防を推進する観点から、算定要件等が見直しされましたが、その算定回数や医療機関数は低調な傾向が続いています。また外来の糖尿病患者における日常的な管理指導等に係る診療報酬を集計したところ、生活習慣病管理料の算定回数は少ない一方、特定疾患療養管理料は多くなっていることが伺えます(図表)。この傾向は他の生活習慣病を主病名とする外来患者においても同様であり、他の生活習慣病への取り組み等を評価した診療報酬項目と合わせて、生活習慣病の管理をどういった形で評価していくのか、診療報酬のあり方について議論を深めていく必要があるとしています。

◎図表:糖尿病患者における外来診療に係る診療報酬の算定状況



出典: 令和5年度 第4回 入院・外来医療等の調査・評価分科会 資料を基に加工・作成  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001122840.pdf>

《発行》  
**アステラス製薬株式会社**  
 東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》  
**医療総研株式会社** (担当: Mesa 編集室)  
 東京都渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイツ 8F 〒151-0002  
 Mail: mesa.info@iryo-soken.co.jp